

グループホーム なごみ さと
和の里

利用契約書・重要事項説明書

令和6年 6月 1日 改訂

医療法人 積善会

グループホーム 和の里

認知症対応型共同生活介護 グループホーム和の里
利用契約書

ご利用者

氏 名 _____ 様

性 別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者証番号			
要介護状態区分		要支援 2	要介護 1・2・3・4・5
要介護認定の有効期間		～	
被保険者証記載の特記事項 (特記事項がない場合は斜線を引く)			

ご利用者代理人・扶養者様

氏 名 _____ 様
(利用者との関係： _____)

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「事業者」という)

事業者名 医療法人 積善会 _____

事業所 (認知症対応型共同生活介護事業所、以下「認知症性高齢者グループホーム」
略して「グループホーム」という)

事業所名 グループホーム 和の里 _____

利用開始日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第1条（契約の目的）

医療法人積善会 グループホーム和の里（以下 事業者）は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の契約期間は令和 年 月 日から2年間とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の14日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人）

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者又は利用者代理人が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当事業者に対して負担する一切の債務を極度額200万円の範囲内で、利用者又は利用者代理人と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 利用者又は利用者代理人が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業者は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業者、当事業者の職員若しくは他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態（医師の診断）にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること
- ⑥ 豊後高田市に住所があること（豊後高田市以外の住所の方は、その居住保険者（市町村）と、豊後高田市の間での協議が必要となります。）

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第6条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者が

その状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条（利用料等の支払）

- 1 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日前後に、前月の利用料等（居室の提供料(家賃)は含まない）及び前月の居室の提供料（家賃）の請求書を送付またはお渡しします。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載していません。）

第11条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場

合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき
ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

第 14 条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも 10 日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 16 条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第 17 条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす

ことはありません。

- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

第 19 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大分地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を二通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壱通を保有します。

グループホーム和の里の利用にあたり、重要事項の内容及び契約書の内容を、担当説明者から説明を受け、全ての内容に同意した上で利用契約いたします。

尚、この重要事項説明書及び契約書は2部作成され、1部を利用者もしくは利用者代理人が保管、もう1部を事業者であるグループホーム和の里が保管いたします。

説明担当者

印

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)

(氏名)

印

利用者代理人 (住所)

(氏名)

印

身元引受人 (住所)

(氏名)

印

事業者 (所在地) 大分県豊後高田市呉崎755-33

(名称) グループホーム 和の里

(代表者名) 理事長 千嶋 達夫

(管理者) ホーム長 安藤 久美子

印

グループホームの倫理綱領

私たちグループホームで働くすべての者は、認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために力を尽くすことに、使命感と誇りを感じています。

グループホームの利用者は自分で自分を守ることが難しくなっておられます。また、介護サービスは、利用者のプライバシーを守るため、人目に触れない形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホームで働く私たちは常に公正でなければならないと自覚しています。

私たちは利用者の利益を守ることを第一に考え、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。このことは、利用者の安心と尊厳のある生活を守ると共に、グループホームに対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じます。

認知症になっても住み慣れた町でふつうの生活を続けることができるグループホームが、多くの地域で生まれ、明るい長寿社会づくりに役立つようにしたいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

1. 私たちは、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めます。
2. 私たちは、利用者が主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重します。
3. 私たちは、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
4. 私たちは、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
5. 私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
6. 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
7. 私たちは、暴力や虐待および身体的精神的拘束を行いません。
8. 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
9. 私たちは、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努力します。
10. 私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

医療法人 積善会 グループホーム和の里

グループホーム利用者の権利

グループホームは、認知症によって自立した生活が困難になった方々に対して、安心と尊厳のある生活を営むことを支援するためのものです。それは、家庭的ななじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままを受け入れる温かい雰囲気、それまで慣れ親しんできた生活の継続と残された能力をできるだけ活かした生活の組み立てによってもたらされます。

グループホームの利用者には、認知症についての正しい理解および介護サービスについての専門的な知識と技術を持つ職員チームによって、一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。

特定非営利活動法人全国認知症性高齢者グループホーム協会は、利用者が当然持つものとして、下記の10の権利とサービス提供者が守るべき10の倫理綱領を表明します。本会を構成するすべての者は、これらを尊重し守ることを誓います。

また、利用者とその家族が権利を行使することによって、いかなる不利益を受けることがないことも併せて宣言します。

利用者と家族等は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
2. 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利
3. 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
8. 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
9. 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
10. 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

重要事項説明書

更新日 令和6年6月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人 積善会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 千嶋 達夫
所在地	大分県豊後高田市呉崎738-1
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護（ショートステイ）
他の介護保険以外の事業	医療業（精神科・神経科・内科） 精神科デイケア 精神科訪問看護

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム 和の里 (なごみのさと)
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもので、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	<p>1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</p> <p>4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。</p> <p>5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>
ホームの責任者	安藤 久美子 (あんど う くみこ)
開設年月日	平成13年12月1日
保険事業者指定番号	4470900202 (大分県指定)
所在地、電話・FAX番号	大分県豊後高田市呉崎 755 番地 33 (電話) 0978-24-1753 (FAX) 0978-24-1753
交通の便	JR日豊線宇佐駅より車で20分
敷地概要 (権利関係)	法人所有
建物概要 (権利関係)	構造：鉄骨平屋 延床面積：355.9 m ²
居室の概要	全室個室 (各部屋定員1名)、ベッド備付
共用施設の概要	台所、食堂、居間 (洋風・和風)、トイレ、浴室
緊急対応方法	法人内 (同一敷地内) の介護老人保健施設、病院をはじめ、協力医療機関、協力歯科医療機関、その他専門機関で対応
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知器設置、消火器設置、スプリンクラー設備
損害賠償責任保険加入先	全国認知症グループホーム協会・三井住友海上保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長	1人		1			介護福祉士・ケアマネージャ	
計画作成担当者	1人		1			介護福祉士・ケアマネージャ	
介護従事者	8人	6	2			介護福祉士5名	

4. ホーム利用にあたっての留意事項

入居にあたり、ご用意いただくものは次のとおりでございます。

書 類

保険証（介護保険者証・健康保険者証）
 老人受給者証
 障害者手帳
 利用契約書
 緊急連絡先記載書・印鑑

居室の準備

ご家庭で使いなれた、なじみのあるものをお持ちください。

洗面具（歯ブラシ、カップ、入れ歯入れ、タオル、バスタオル）
 寝具一式（防炎が望ましい。ベッドはご用意します。）
 食器類（湯飲み、茶碗、箸等々）
 上履き、下履き
 パジャマ
 衣類（肌着上下、くつ下、ふだん着・洗い換えできる枚数分）
 衣類・タオル等の収納ケース、タンス

その他ご家庭で使われていた鏡台などの家具

（部屋の広さに限りがございますのでご相談ください。）

注）衣類やタオル類は数枚ご用意ください。また、洗濯機で洗っても支障のない素材の衣類をご用意ください。クリーニングが必要な衣類はご本人負担となります。

また、持ち物には必ず氏名をつけてください。黒地のものには布にマジックで記入して縫いつけてください。

5. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での生活運動、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。
保険対象外サービス	上記以外のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

利用料の目安 ※令和6年4月の介護報酬改定による(令和6年4月1日以降)

● 内訳:

○ 基本利用料の介護保険自己負担額(1割負担の場合)※2割負担の方は倍になります。

《要支援2》の方:	761円/日
《要介護1》の方:	765円/日
《要介護2》の方:	801円/日
《要介護3》の方:	824円/日
《要介護4》の方:	841円/日
《要介護5》の方:	859円/日

(各種加算は含んでおりません。)

(入居日後30日間は、初期加算として30円/日が別途必要です。)

その他の加算分

※サービス提供体制強化加算 22円/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士であるものが70%以上で算出されます。または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上で加算されます。

※生活機能向上連携体制加算 200円/月

通所リハビリテーション等を実施している事業所の理学療法士、作業療法士がグループホームを訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価(生活機能アセスメント)を共同して行うことにより加算されます。

※栄養管理体制加算 30円/月

管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うことにより加算されます。

※口腔・栄養スクリーニング加算 20 円／6 か月

介護職員が利用者の栄養スクリーニングを行い、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合に加算される。

介護職員が、利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を介護支援専門員に提供している場合に加算される。

※科学的介護推進体制加算 40 円／月

入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

※入院時費用 246 円／ひと月に 6 日分まで

病院等に入院する必要がある、入院後三か月以内に退院することが見込まれるとき、再入居の受け入れ体制を整える場合に加算されます。

※協力医療機関連携加算 100 円／月

病状の急変が生じた場合に協力医療機関が診療を行う体制を確保しており、退院可能となった場合は再入居できるように協力医療機関とグループホームとの間で、同意のもと病歴等の情報を共有することで加算されます。

※退居時情報提供加算 250 円／回

入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことで加算されます。

※高齢者施設等感染対策向上加算 10 円／月

新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応することや、医療機関が行う院内感染対策研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していることで加算されます。

※新興感染症等施設療養費 240 円／日（5 日間を限度）

厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に、加算されます。 ※ 現時点（R6.4.1）において指定されている感染症ありません。

※認知症チームケア推進加算（I）150 円／月

認知症ケアについて、専門的な研修を修了している者等とカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行うことで加算されます。

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円/月

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じ、改善活動を継続的に行っていること。また見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことで算定されます。

※介護職員等処遇改善加算 総単位の18.6%/月（令和6年6月から）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員等の賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提とした加算で、上記の3つの加算を組み合わせた形で一本化され令和6年6月より適用になりました。1月当たりの介護保険負担分（各種加算分も含んだ分）の合計の18.6%が加算されます。

○ 介護保険分以外の費用

家賃	30,000円/月（1,000円/日）
食材費	36,000円/月（1,200円/日）
水道光熱費	3,600円/月（120円/日）
日用消耗品費	3,000円/月（100円/日）
（注：上記の月あたりの費用は1ヶ月が30日の場合のものです。）	
計	72,600円/月（2,420円/日）

※ 日用消耗品費は、利用者の自由な選択によるものです。

※ 食材費は、1日契約ですので1食でも上記料金となります。

※ 外泊、入院等で、24時間以上不在の日については、家賃のみ料金が発生します。

6. 協力医療機関

- ・ 千嶋病院（豊後高田市）
- ・ 高田中央病院（豊後高田市）
- ・ 宇佐高田医師会病院（宇佐市）
- ・ 椀田歯科医院（豊後高田市）
- ・ まつえ歯科医院（豊後高田市）
- ・ 安部内科（豊後高田市）

7. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：伊藤 智
	機 関 名：介護老人保健施設 希の里（のぞみのさと） （電話）0978-22-1580 （F A X）0978-22-1581

外部の苦情申立て機関

(連絡先電話番号)

- 豊後高田市役所 保険年金課介護保険係 (0978-22-3100)
- 大分県国民健康保険団体連合会 (097-534-8473)

令和3年4月1日作成

個人情報保護方針

現在、インターネット等のコンピュータネットワークの高度な発達により、情報が多量にかつ高速に伝播されるようになり、医療・介護に関連する情報をはじめ、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、多量かつ高速での情報が伝播できる環境は、そのまま情報リスクの高まりとなり、企業、団体の保有する個人情報の取扱いに関して、安全でかつ信頼のおける管理が求められることとなりました。

当施設では、利用者の方の個人情報を適正に取扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取扱いに関する適切性の確保を、当施設をはじめ医療法人積善会全体の重要課題と捉えて取り組んでおります。

このような背景に鑑み、個人情報の取扱いについて次のように宣言いたします。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し推進致します。

この個人情報保護方針は、要望に応じ紙面でも公表いたします。

令和3年4月1日

医療法人 積善会

理事長 千嶋 達夫

個人情報の利用目的

グループホーム和の里 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、外部への個人情報の提供利用目的を以下のとおり定め、下記の内容に限って、個人情報の提供を行う場合がありますので、ご了解願います。

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[グループホーム和の里の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

グループホーム和の里における重度化対応に関する指針

1 グループホームにおける重度化対応に関する指針

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

(1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるよう、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。

(2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。

① 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関

安部内科	電話	0978-22-2109
高田中央病院	電話	0978-22-3745
宇佐高田医師会病院	電話	0978-37-2230

2

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるよう、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

(看護職員)

- ・主治医または協力病院との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

(計画作成担当者)

- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応

(介護職員)

- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

3

- ・定期的なカンファレンスへの参加

4. 看取り介護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受入の可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 看取り介護に関する対応

⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。